

静岡県告示第109号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年2月19日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林予定森林の所在場所

浜松市天竜区龍山町戸倉字沢平42、81、字大沢79の2、字沢奥80の1・82の1の1・82の3・82の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、82の5、82の7、字赤石83（次の図に示す部分に限る。）、字猿追石86の1・755（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、87の1、87の2、88の1、88の2、字ムクロジ89から91まで、95、字笹ノ平92、93、字大ナギ94、96、97、字黒石98から100まで、118、119、字嵐101の1・108・109の1から109の4まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、102の1、字千ノ久保110・111（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、112、字一トツ打ツ113（次の図に示す部分に限る。）、字家ノ上145の2、145の3、字立岩749（次の図に示す部分に限る。）、字立石753（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、西部農林事務所天竜農林局並びに浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）